

三田市農地バンク制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市農業の持続的発展及び農村環境の維持保全を目指して、就農希望者又は規模拡大を目指す担い手の農地利用の促進を図るとともに、本市における農地の有効活用並びに遊休農地の発生防止及び解消を図るため、三田市農地バンク制度について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 農地 三田市内の市街化調整区域内の農地であり、農地台帳にて確認できるものをいう。
- (2) 所有者等 農地に係る所有権その他の権利により当該農地の売買又は貸借を行うことができる者をいう。
- (3) 新規就農者 新規に農業を営もうとする個人又は法人をいう。
- (4) 農地バンク 農地の売買又は貸借を希望する所有者等から登録の申請があった情報を公開し、農業を営むことを目的として、農地の利用を希望する者に対し、紹介をする制度をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、農地バンク以外による農地の取引を妨げるものではない。

(農地の登録申請等)

第4条 農地バンクに登録しようとする所有者等（以下「申請者」という。）は、三田市農地バンク登録申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容等を確認のうえ、適当であると認めた農地を農地バンクに登録するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を三田市農地バンク登録結果通知書により申請者に通知するものとする。

(農地に係る登録事項の変更の届出)

第5条 前条第3項の規定による登録完了の通知を受けた申請者（以下「農地登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、三田市農地バンク登録変更届出書により市長に届け出なければならない。

(農地バンクの登録の抹消)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、農地バンクの登録を抹消するものとする。

- (1) 三田市農地バンク登録抹消届出書の届出があったとき。
- (2) 当該農地に係る所有権その他の権利に異動があったとき。
- (3) 申請内容を偽って登録していたことが判明したとき。
- (4) 三田市農地バンク登録申請書の申請日から3回目の12月31日を迎えたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないとしたとき。

2 市長は、前項の規定により登録を抹消したときは、三田市農地バンク登録抹消通知書により当該農地登録者に通知するものとする。

(情報の提供)

第7条 市長は、農地バンクに登録された情報(農地登録者の個人情報を除く農地の情報に限る。)をインターネット及び広報紙等を通じて公開するものとする。

(利用申請等)

第8条 農地バンクに登録されている農地の利用を希望する者(以下「農地利用希望者」という。)は、三田市農地バンク利用申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、農地利用希望者が次の各号のいずれかの要件を満たしていると認めるときは、当該農地登録者に農地利用希望者の情報を提供する。

- (1) 貸借にあつては1,000㎡以上、売買にあつては3,000㎡以上の経営農地面積を有する者で、かつ、耕作する全ての農地を適正に管理することができ、地域と協調した農業経営又は地域活動ができる者
- (2) 新規就農者の場合は、農業経営の実務経験・研修経験等を有していると認められ、三田市農業委員会の農地相談を受けた者

(媒介行為等)

第9条 市長は、必要に応じて、農地登録者及び農地利用希望者に対して、農地バンクに登録された情報の全部又は一部を提供することができる。

2 市長は、農地登録者及び農地利用希望者との農地に関する交渉並びに売買又は貸借の契約の媒介並びに代理(以下「媒介等」という。)をする行為には、関与しないものとする。

3 媒介等に関する一切の疑義、紛争等については、農地登録者及び農地利用希望者の両者の間で解決するものとし、市長はこれらに一切関与しないものとする。

4 農地登録者及び農地利用希望者は、当該農地に関する売買又は貸借の契約成立後、遅滞なくその手続を行い、市長に報告しなければならない。

(農地の維持管理)

第10条 農地バンクに登録された農地に関する売買又は貸借の契約が成立するまでの間、当該農地の維持管理は、農地登録者が行うものとする。

(個人情報の取扱い)

第11条 農地登録者及び農地利用希望者は、農地バンクにおける個人情報の取扱いについて、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、作成及び利用しないこと。

(2) 個人情報をき損及び滅失することのないよう適正に管理すること。

(3) 保有する必要がなくなった個人情報は、適切に廃棄すること。

(4) 個人情報の漏洩、き損又は滅失等の事案が発生した場合は、市長に速やかに報告し、その指示に従うこと。

(様式)

第12条 この要綱の施行に関し必要な様式は、市長が別に定める。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、本制度は関係法令の定めるところによる。

2 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。